

# 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則

平成13年 4月 1日細則第3号  
平成18年 5月26日一部改正  
平成19年12月20日一部改正  
平成20年10月16日一部改正  
平成21年 6月 1日一部改正  
平成26年 1月10日一部改正  
平成26年 9月 3日一部改正  
平成27年 4月 1日一部改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 研究所が締結する契約事務の取扱については、会計規程及び他の細則等によるもののほか、この細則の定めるところによる。

### (契約責任者)

第3条 契約に関する事務は、国立研究開発法人国立環境研究所会計規程実施要領第4条の規定による会計事務権限分掌表に定める最終決定者（以下「契約責任者」という。）が行うものとする。

### (契約審査委員会)

第4条 契約に関する重要な事項を審査するために契約審査委員会を置くものとする。  
2 契約審査委員会の構成及び運営については、別に定める。

## 第2章 一般競争契約

### (一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規定による一般競争に参加させることができない。

### (一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第7条 理事長又はその委任を受けた者は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 理事長又は委任を受けた者は、工事測量等（工事、測量、建設コンサルタント等業務をいう。）に関しては、環境省における一般競争参加資格を、また、製造、物件の買入れ等については、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）をもって、前項の資格を定めることに代えることができる。
- 3 理事長又は委任を受けた者は、第1項の規定により資格を定めた場合又は第2項の規定により資格を定めることに代えた場合には、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(契約責任者が定める一般競争参加者の資格)

第8条 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、前条第1項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(入札の公告等)

第9条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
  - (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 競争執行の場所及び日時
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) 契約書作成の要否
  - (7) その他必要な事項

(入札の無効)

第10条 契約責任者は、前条第1項に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第11条 契約責任者は、競争に参加しようとする者から、その者の見積金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金の免除)

第12条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第7条第1項に規定する資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第14条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(予定価格の秘密の保持)

第15条 契約責任者は、前条により決定された予定価格を封印のうえ、開札するときまで金庫等に保管し、他に漏れることのないようにしなければならない。

(開札)

第16条 契約責任者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に入札者を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 契約責任者は、入札者が提出した入札書の引換、変更又は取消をさせてはならない。

(再度入札)

第17条 契約責任者は、前条第1項の規定により開札をした場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 契約責任者は、前項に規定する再度の入札を行う場合は、当初の入札に参加しなかつ

た者及び第10条の規定により入札を無効とされた者を参加させてはならない。

- 3 第1項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定方法)

第18条 契約責任者は、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第19条 会計規程第38条第1項ただし書に規定する支払の原因となる契約のうち、最低価格の入札者を落札者としなければならない契約は、予定価格が1000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としなければならない場合の手続)

第20条 理事長は、会計規程第38条第1項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みにかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

- 2 契約責任者は、前条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前項の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。
- 3 契約責任者は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自らの意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。
- 4 契約審査委員は、前項の規定により契約責任者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。
- 5 契約責任者は、前項の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。
- 6 契約責任者は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- 7 契約責任者は、第2項から第6項までの規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところにより通知をするものとする。
  - (1) 最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とした場合
    - 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める通知
      - ① 当該落札者 必要な事項の通知

- ② 最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者 落札者とならなかった理由その他必要な事項の通知
- ③ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知
- (2) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合  
次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める通知
  - ① 当該落札者 必要な事項の通知
  - ② その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があった旨の通知
- 8 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があった旨を公表するものとする。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし  
ない場合の手続)

- 第21条 契約責任者は、第19条に規定する契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員会に提出し、その者を落札者としな  
いことについて承認を求めなければならない。
- 2 契約責任者は前項の承認があったときは、次順位者を落札者とするものとする。

(再度公告入札の公告期間)

- 第22条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第9条に定める公告の期間を5日までに短縮することができる。

(総合評価落札方式)

- 第23条 契約責任者は、会計規程第34条及び第35条に規定する競争契約であって、競争に参加する者の提示する専門的知識、技術及び創意等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる次の各号に掲げる契約について、総合評価落札方式によることができる。
- (1) 研究開発
  - (2) 調査事業
  - (3) 広報事業
  - (4) 建設コンサルタント業務等
  - (5) 自動車の購入及び賃貸借
  - (6) E S C O事業
  - (7) 情報システム
- 2 総合評価落札方式による調達契約手続きについては、別に定める。

### 第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

- 第24条 会計規程第35条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次の各号で定める契約とする。
- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加資格)

第25条 指名競争に参加するために必要な資格は、第7条第1項の規定による一般競争参加資格と同一とする。

(指名基準)

第26条 第24条の規定による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、前条の資格を有する者のうちから、理事長が定める基準により指名するものとする。

(指名競争参加者の指名)

第27条 契約責任者は、指名競争に付するときは、第25条の資格を有する者のうちから、前条に規定する指名基準により、当該指名競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、第9条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知（以下「指名通知」という。）しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第28条 第5条から第22条までの規定は、指名競争の場合に準用する。この場合において第9条中「公告」とあるのは「指名通知」と読み替えるものとする。

## 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第29条 会計規程第36条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (7) 外国で契約するとき。
- (8) 生産物等に係る財産を売り払うとき。
- (9) 運送又は保管をさせるとき。
- (10) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は

慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

- 2 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札に付しても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金又は契約保証金に代えて提出させる履行保証保険証書（以下「保険証書」という。）及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 契約責任者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（予定価格の決定）

第30条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第13条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

（見積書の徴取）

第31条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（随意契約の相手方の決定）

第32条 契約責任者は、前条の規定に基づき見積書を徴取したときは、予定価格の制限の範囲内で価格又はその他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を随意契約の相手方としなければならない。

- 2 契約責任者は、契約の性質又は目的から見積書を徴取し難い場合の契約については、前条の規定にかかわらず、価格又はその他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（予定価格等の省略）

第33条 契約責任者は、随意契約による場合の予定価格及び見積書について次に掲げる場合においては、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体と契約するとき。
  - (2) 法令等に基づき取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
  - (3) 予定価格が100万円を超えないもので、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略し、又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。
- 2 契約責任者は、前項により予定価格の積算を省略する場合には、必要に応じ、その価格決定の資料を、見積書の徴取を省略する場合には、口頭照会による見積合わせ若しくは市場価格調査の結果等を契約に係る決議書に記載又は添付するものとする。

## 第5章 契約の締結

### (契約書の記載事項)

第34条 契約責任者は、会計規程第39条の規定により作成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

### (契約書の省略)

第35条 会計規程第39条のただし書きに規定する「別に定める場合」とは、次に掲げる契約をいうものとし、この場合においては契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもって、これに代えることができる。

- (1) 国、地方公共団体と契約するとき。
  - (2) 契約金額が200万円を超えない契約を締結するとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合の外、慣習上契約書の作成を要しないと認められる契約をするとき。
- 2 前項の規定により契約書を省略したときは、請書を徴取するものとする。ただし、契約金額が100万円を超えない場合は、省略することができる。

### (契約保証金)

第36条 契約責任者は、契約を締結する場合は契約の相手方に現金又は確実と認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせるものとする。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 契約責任者は、前項により納付された契約保証金については、債務の履行が完了したときに契約の相手方に返還するものとする。
- 3 契約責任者は、契約保証金に代えて保険証書を提出させる場合においては、保険証書の返還については前項の規定を準用する。

### (契約に係る情報の公表)

第37条 契約責任者は、支払の原因となる契約（予定価格が第29条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号に定められたそれぞれの金額を超えないものを除く。）を締結したときは、別に定める内容を公表しなければならない。



(複数年度契約)

第37条の2 会計規程第36条の2に規定する複数年度にわたる契約は、次に掲げる契約に限り締結することができる。

- (1) 事業計画が研究調査等の性質上、複数年度にわたる契約
- (2) 不動産及び動産の賃貸借に係る契約
- (3) 清掃及び警備等の研究所の維持管理等業務に係る契約
- (4) 複数年度にわたる契約を締結することで、経費削減や業務の効率化が図れる契約

## 第6章 監督及び検査

(監督の方法)

第38条 会計規程第40条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督は、契約責任者が自ら又は契約責任者が命じた研究所の職員若しくは研究所の職員以外の者で委託により監督を命じられた者が、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第39条 会計規程第40条第2項に規定する工事又は製造その他についての請負契約又は物件の買入れに係る契約その他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、契約責任者が自ら又は契約責任者が命じた研究所の職員若しくは研究所の職員以外の者で委託により検査を命じられた者が、契約書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(検査調書の作成)

第40条 前条の規定により検査を行った者は、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成する場合には、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。
- 3 契約責任者は、工事又は製造その他についての請負契約又は物件の買入れに係る契約その他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約にかかるものである場合は、第1項の規定にかかわらず検査調書の作成を省略できる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

## 第7章 雑則

(雑則)

第41条 この細則を実施するために必要な取扱いについては、契約責任者がこれを定めるものとする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則（平成18年5月26日）

この細則は、平成18年5月26日から施行する。

改正附則（平成19年12月20日）

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

改正附則（平成20年10月16日）

この細則は、平成20年11月1日から施行する。

改正附則（平成21年6月1日）

この細則は、平成21年6月1日から施行する。

改正附則（平成26年1月10日）

この細則は、平成26年1月10日から施行する。

改正附則（平成26年9月3日）

この細則は、平成26年9月3日から施行する。

改正附則（平成27年4月1日）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。